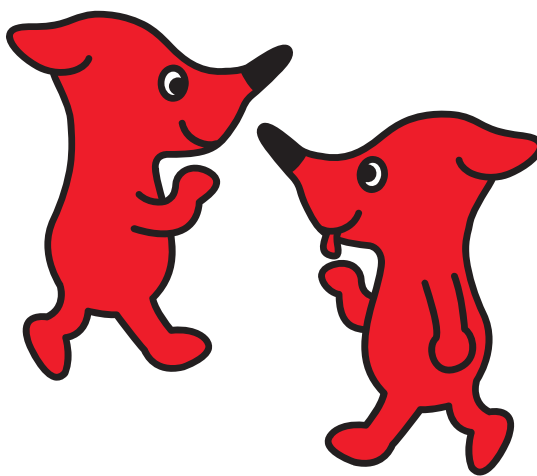


推進体制と進行管理



推進体制と進行管理

I 各主体の役割

(1) 県の役割

県は、健康づくり・医療・福祉の連動を図りながら計画を総合的に推進するために、各種施策を実施し、県民それぞれが自らの健康づくりに対する責任を持ちながら積極的に取り組んでいくための環境づくりを進めます。

健康づくりのため、関係機関との連携促進を図り、健康づくり対策が円滑に推進されるように総合的な調整を行うとともに、市町村が行う健康増進事業に対する支援を行います。市町村健康増進計画の策定・推進や健診・保健指導等に対する必要な情報の提供や専門的・技術的な支援を行います。

また、市町村ごとの分析を行い、市町村間の健康格差の是正に努めます。

さらに、企業等の取組の中で優れた取組を行う事例の広報を行うことで、健康づくりのための社会環境の整備に取り組む企業等が増加するような動機づけを行います。

加えて、「日本一の健康県ちば」の実現に向け、県民の健康に対する意識の高揚と健康づくりへの実践活動の推進を図るため、各種イベント等における普及・啓発や、ホームページを活用した健康情報の発信を行います。

(2) 市町村の役割

市町村は、住民生活に最も身近な行政機関として、市町村健康増進計画の策定・推進を行い、住民と一体となった健康づくりをはじめ、健康づくり対策の調整、各種施策の実施が求められます。県、近隣市町村、健康関連事業者等との広域的な連携を図りながら、それぞれの地域資源や機能を相互に活用して、効率的な施策を進めることが必要です。

(3) 関係機関・団体の役割

医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、調理師会、歯科衛生士会などの専門団体や、大学、研究機関などは、それぞれの専門的な立場から健康づくり事業に対する積極的な支援を行う役割が求められます。

スポーツ施設、医薬品・医療機器、食品、環境衛生などの健康増進に関連する企業・NPOは、健康関連商品やサービスを提供することにより、県民の健康づくりに貢献しています。県民が、主体的に健康的生活を選択できるような適切な情報や、適切な商品、サービスの提供が求められます。

(4) 医療保険者の役割

生活習慣病の予防や早期発見に取り組んでいくため、国民健康保険や被用者保険などの医療保険者に対して、メタボリックシンドロームの概念を導入した特定健診・特定保健指導が義務付けられています。各医療保険者は、各都道府県単位で設置される保険者協議会等の場を活用し、関係機関等との連携を図りながら、保健師、管理栄養士等のマンパワーに対する研修、医療保険者間の資源の有効利用、医療費の調査・分析・評価、効果的な保健事業に関する情報交換等を行うことが求められます。

(5) 学校等の役割

児童生徒の様々な健康課題に対応し、地域の関係機関とも連携しながら日常的な児童生徒の心身の健康管理や健康教育を行います。幼稚園や保育所においても同様の対応をします。

Ⅱ 計画の推進体制

地域・職域連携推進協議会

広域的な地域と職域の連携を図り、生涯にわたる健康づくりを推進するため、地域保健関係機関、職域保健関係機関、県民・就労者等で構成する「健康ちば地域・職域連携推進協議会」を設置しており、また、各保健所圏域単位「地域・職域連携推進協議会」において、地域の実情に応じた健康サービスの提供、健康管理体制の整備・構築を図るとともに、健康づくり運動を推進しています。

「健康ちば地域・職域連携推進協議会」で、計画の進捗状況、健康格差等について把握し、経年的に分析評価等を行い、計画推進を図ります。

特に、各保健所圏域単位「地域・職域連携推進協議会」においては、各市町村の実情、健康問題の特徴の把握に努めます。

Ⅲ 進行管理・評価

健康ちば21（第2次）の推進を図るため、施策や目標等について、各種統計指標の収集分析や評価に必要な調査を実施し、計画の検証・評価を行います。特定健診・特定保健指導の実施主体である医療保険者は、毎年度、前年度の普及啓発や健診・保健指導等の事業の実施状況について把握し、経年的な傾向など、分析評価を行います。

これに合わせ、計画の進捗状況等を毎年把握し、計画推進を図ります。

健康づくりへの各主体の役割

